

事業名	医療機関の立入検査	担当課名	総務企画課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>医療法第25条第1項及び地域保健法第6条の規定により、管内の医療機関に対して立入検査を行う。</p> <p>この目的は、医療機関が医療法その他の法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かを検査することにより、病院等を科学的かつ適正な医療を提供する場にふさわしいものとする事である。</p> <p>「千葉県医療機関立入検査実施要綱」により病院・診療所等に対して立入検査を行い、必要な指導をしている。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 病院の立入検査</p> <p>市川市・浦安市内には18の病院があるが、このすべてについて毎年度1回立入検査を実施している。</p> <p>センター長ほか10名程度の医療監視員(医務、薬務、看護、栄養、検査、放射線、食品衛生等の各担当者)で検査班を構成し、病院の管理運営に係わる法的基準事項等の遵守状況について検査する。</p> <p>(平成30年9月までに5病院の立入りを実施した。平成30年12月までに管内すべての18病院に立入検査を実施する。)</p> <p>2 診療所等の立入検査</p> <p>(1) 定期的なもの</p> <p>一般診療所のうち入院病床のあるものは、市川市及び浦安市内に20か所ある。</p> <p>有床診療所については5年に1回程度、計画的に立入検査を行っている。</p> <p>平成31年2月から同年3月までに5か所の診療所を検査し、診療所の管理運営に係わる法的基準事項等の遵守状況について確認することを予定している。</p> <p>(2) 新規開設等に係るもの</p> <p>新規開設等無床診療所については必要に応じて、適宜立入検査を実施することとし、施設の適合性等について確認し指導することとしている。</p>		

事業名	薬務監視事業	担当課名	総務企画課										
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 薬事監視</p> <p>薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者に対して、立入検査を実施し、管理薬剤師による医薬品の適正な管理、販売手続の状況等を重点に監視指導する。</p> <p>2 毒物劇物監視</p> <p>毒物劇物営業者に対して、立入検査を実施し、保管管理、譲渡手続きの適正化を図る。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 薬事監視</p> <p>医薬品等一斉監視指導期間（平成30年7月から10月）を中心に、通年的な監視指導を実施している。平成30年4月から9月までの立入検査延数は50件であり、このうち違反件数は延べ14件であった。</p> <p>違反内容 10施設 延べ14件</p> <table data-bbox="929 518 1482 758"> <tr> <td>販売体制の不備</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>薬局等における掲示</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>管理者の義務</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>開設者の義務</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>休廃止の届出</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>2 毒物劇物監視</p> <p>通年的な監視指導を実施している。平成30年4月から9月までの立入検査延数は7件であり、このうち違反件数は1件であった。</p> <p>違反内容 1施設 延べ1件</p> <table data-bbox="929 1037 1482 1069"> <tr> <td>貯蔵陳列場所の表示</td> <td>1件</td> </tr> </table>	販売体制の不備	8件	薬局等における掲示	2件	管理者の義務	2件	開設者の義務	1件	休廃止の届出	1件	貯蔵陳列場所の表示	1件
販売体制の不備	8件												
薬局等における掲示	2件												
管理者の義務	2件												
開設者の義務	1件												
休廃止の届出	1件												
貯蔵陳列場所の表示	1件												